

◎佐賀県条例第37号

佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(第1号会計年度任用職員に対する報酬等)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第24条の3の規定によりその者について任命権者が定めた勤務時間による勤務に対する報酬（地域手当及び第6項に規定する手当に相当するものを含む。）、費用弁償<u>及び</u>期末手当を支給する。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項に規定する期末手当の支給対象は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、当該会計年度における会計年度任用職員としての任期の合計が6月未満である者（当該任期の合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者を除く。）又は任命権者が別に定める者に対しては、期末手当は支給しない。</p> <p>8 第1項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日（次項においてこれら日の日を「基準日」という。）以前6箇月以内の期間における</p>	<p>(第1号会計年度任用職員に対する報酬等)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第24条の3の規定によりその者について任命権者が定めた勤務時間による勤務に対する報酬（地域手当及び第6項に規定する手当に相当するものを含む。）、費用弁償<u>、</u>期末手当<u>及び</u>勤勉手当を支給する。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項に規定する期末手当<u>及び</u>勤勉手当の額<u>及び</u>支給対象は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、当該会計年度における会計年度任用職員としての任期の合計が6月未満である者（当該任期の合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者を除く。）又は任命権者が別に定める者に対しては、期末手当<u>及び</u>勤勉手当は支給しない。</p>

改正前	改正後
<p>その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>9 前項の期末手当基礎額は、一般職の職員の例による。ただし、第3項又は第4項の規定により報酬額を定められた者に係る期末手当基礎額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするものとし、これにより難い場合は、任命権者が別に定める。</p> <p>(1) 第3項の規定により報酬額を定められた者 当該報酬額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>10~12 略 (第2号会計年度任用職員に対する給与)</p> <p>第3条 第2号会計年度任用職員に対しては、勤務時間条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬としての給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当<u>及び</u>期末手当を支給する。</p> <p>2~4 略</p> <p>5 第1項に規定する期末手当の支給対象は、一般職の職員の例による。ただし、当該会計年度における会計年度任用職員としての任期の合計が6月未満である者（当該任期の合計と任命権者が別</p>	<p>8 前項の場合において、第3項又は第4項の規定により報酬額を定められた者に係る期末手当基礎額<u>及び</u>勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするものとし、これにより難い場合は、任命権者が別に定める。</p> <p>(1) 第3項の規定により報酬額を定められた者 当該報酬額に6月1日及び12月1日（次号においてこれらの日を「基準日」という。）以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>9~11 略 (第2号会計年度任用職員に対する給与)</p> <p>第3条 第2号会計年度任用職員に対しては、勤務時間条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬としての給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び</u>勤勉手当を支給する。</p> <p>2~4 略</p> <p>5 第1項に規定する期末手当<u>及び</u>勤勉手当の額及び支給対象は、一般職の職員の例による。ただし、当該会計年度における会計年度任用職員としての任期の合計が6月未満である者（当該任期の</p>

改正前	改正後
に定める期間との合計が6月以上である者を除く。)に対しては、期末手当は支給しない。	合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者を除く。)に対しては、期末手当及び勤勉手当は支給しない。
<u>6 第1項に規定する期末手当の額については、前条第8項及び第9項本文の規定を準用する。</u>	<u>6 第1項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の額及びその支給対象は、一般職の職員の例による。ただし、これにより難い場合は、任命権者が別に定める。</u>
<u>7 第1項に規定する手当（期末手当を除く。）の額及びその支給対象は、一般職の職員の例による。ただし、これにより難い場合は、任命権者が別に定める。</u> (休職者の報酬等)	<u>6 第1項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の額及びその支給対象は、一般職の職員の例による。ただし、これにより難い場合は、任命権者が別に定める。</u> (休職者の報酬等)
第6条 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる報酬等（ <u>第2条第12項に規定する旅費に係る費用弁償を除く。以下この条及び次条において同じ。）も支給しない。</u> ただし、任命権者が別に定める者に対しては、その期間中、報酬等を支給することができる。	第6条 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる報酬等（ <u>第2条第11項に規定する旅費に係る費用弁償を除く。以下この条及び次条において同じ。）も支給しない。</u> ただし、任命権者が別に定める者に対しては、その期間中、報酬等を支給することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(会計年度任用職員についての特例) 第16条の4 現業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第7条の2の規定による準特地勤務手当を含む。）」とあるのは「特殊勤務手当」	(会計年度任用職員についての特例) 第16条の4 現業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第7条の2の規定による準特地勤務手当を含む。）」とあるのは「特殊勤務手当」

改正前	改正後
<p>と、「<u>期末手当</u>、勤勉手当及び退職手当」とあるのは「及び<u>期末手当</u>」とする。</p> <p>2 現業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第7条の2の規定による準特地勤務手当を含む。）」とあるのは「特殊勤務手当」と、「<u>期末手当</u>、勤勉手当」とあるのは「<u>期末手当</u>」とする。</p>	<p>と、「、勤勉手当及び退職手当」とあるのは「及び<u>勤勉手当</u>」とする。</p> <p>2 現業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第7条の2の規定による準特地勤務手当を含む。）」とあるのは「特殊勤務手当」とする。</p>

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員についての特例)</p> <p>第18条の4 職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当」と、「<u>管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>」とあるのは「及び<u>期末手当</u>」とする。</p> <p>2 職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当」と、「<u>管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当</u>」とあるのは「<u>期末手当及び勤勉手当</u>」とする。</p>	<p>(会計年度任用職員についての特例)</p> <p>第18条の4 職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当」と、「<u>管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>」とあるのは「<u>期末手当及び勤勉手当</u>」とする。</p> <p>2 職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当」と、「<u>管理職員特別勤務手当、期末手当</u>」とあるのは</p>

改正前	改正後
とあるのは「期末手当」とする。	「期末手当」とする。